

三芳町立小中学校の新型コロナウイルス感染症に対応した学校教育活動

安全対策（ガイドライン）

R3.1.8 改訂版

三芳町教育委員会

三芳町立上富小学校

1 基本的な感染症対策の徹底

- ・ 日常において、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に避けることはもちろんのこと、1つ1つの条件が発生しないよう配慮する。
- ・ 十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるよう指導する。
- ・ 手洗いやマスク、咳エチケット、換気などの基本的な感染症対策を徹底するよう指導する。
- ・ 健康観察を徹底して行う。（児童及び教職員の毎朝の検温）
- ・ 外から教室等に入る時やトイレの後、給食の前後など、こまめに手を洗うよう指導する。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導する。

2 適切な環境の保持

- ・ 気候上可能な限り、教室の常時換気を行う。この換気が難しい場合は、こまめな換気を行う。
- ・ 昇降口等に消毒設備（アルコール消毒液など）の設置や、定期的な消毒（ドアノブなど、多数のものが触れる場所を中心に）を行う。

3 室内での集会活動の制限

- ・ 朝会など全校児童が集まる活動をはじめ、複数の学年で集まる活動については、児童数等学校の実態に応じて対応する。
- ・ 休み時間毎に2方向のそれぞれ1つ以上の窓（対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われる）を広く開けて換気を行う。
- ・ 窓のない部屋は十分に換気をすることが難しいことがあるため、常時、入り口を開けておくなどして十分に換気をする。また、使用時は、人の密度が高くないように配慮する。
- ・ 体育館のような広く天井の高い部屋でも換気を行う。

4 外部からの来校者の制限

- ・ 保護者や地域の皆様、ゲストティーチャー、ボランティアの皆様等の来校を制限する。
- ・ 業者について、全て職員玄関で対応する。
- ・ 来校者には、氏名や来校時間等を記入させる。校舎内に入る、児童と関わる活動を行うなど、状況によっては来校時の検温を実施する。
- ・ 教育相談や児童のお迎えなど、保護者が来校する場合は、必ずマスクを着用する。

5 授業等の学習方法や教育活動などの見直し

- ・ 学習活動を行う際には、原則マスクを着用する。
- ・ 授業では、近距離での対話の機会を持たないようにする。また、座席の間隔を空ける。
- ・ 音楽科において、合唱時にはマスクを着用するとともに、できる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにする。
- ・ 家庭科において、調理などの実習については、地域の感染状況に応じて実施の検討をし、学習活動を工夫する。
- ・ 体育科において、児童が密集する運動や児童が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動を避け、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、個人や少人数で密集せず距離を

取って行うことができる運動を行うなど工夫する。また、更衣室では、マスクを着用する。

- ・給食の配食時は、児童全員に手洗いを徹底し、消毒を行う。また、児童全員マスクを着用し、口からの飛沫等が食品に付着することなどを防ぐ。喫食時は向かい合わないような座席配置で食事をする。
- ・用具や物品の共用を可能な範囲で避ける。また、共用を避けるのが難しいものについては、使用後手洗いをする。
- ・登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないように分散させる。
特に、安全の観点から集団登下校を行う場合には密集とならないよう指導するなど工夫する。

6 学校行事及び教育活動の実施方法の見直し

- ・学校行事については、時間短縮、延期などを検討する。変更については保護者等に連絡する。
- ・学校行事及び教育活動の参加者の制限や適切な実施場所を検討する。

7 児童、教職員の健康管理の徹底

- ・児童及び教職員のマスクの着用を徹底する。
- ・石けん、アルコール消毒液（教職員）を使用した手洗いを励行する。
- ・児童、教職員の毎朝の健康チェックを行う。
- ・適宜、教室の換気を行う。
- ・家庭での毎日の健康観察（検温等）を行う。
- ・発熱等の風邪症状がみられる場合には、自宅で休養する。
- ・家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童等については、登校時、保健室や職員室等に来室するように指導し、検温及び健康観察等を行う。
- ・教職員の職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保し、会話の際はできるだけ対面を避けるようにする。

8 児童の心のケア

- ・児童の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童も存在すると考えられる。については、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応する。

9 児童等が感染した場合及び濃厚接触者に特定された場合

- ・当該児童については出席停止とし、他の児童について、濃厚接触者にあたりと特定された場合も出席停止とする。その際に下記の点について総合的に考慮し、臨時休業を実施するか、感染した児童及び濃厚接触者の出席停止のみとするか、保健所の指示に従い判断する。教職員についても同様とする。
 - ①当該感染者の症状の有無
 - ②学校内における活動の様子
 - ③接触者の数
 - ④地域における感染拡大の状況
 - ⑤感染経路の状況 等

10 児童の発熱を確認した場合

- ・学校で児童の発熱が確認された場合には、当該児童の保護者に連絡し、迎えに来てもらう。症状がなくなるまでは自宅で休養する。
- ・以下の症状がみられる場合には受診する。
 - ①息苦しさ（呼吸困難）、だるさ（強い倦怠感）、高熱のいずれかがある場合。
 - ②発熱やせきなどの比較的軽い風邪の症状が続く場合。
（症状が4日以上続いている場合には、必ず受診する。）
- ・受診の際には、まずかかりつけ医に相談し、かかりつけ医で対応できない場合には、「埼玉県指定 診療・検査医療機関」を検索システムから探すことができます。

・医療機関を受診し、検査等を実施した場合には、学校に報告する。

11 出席停止等の扱いについて

- ・風邪の症状がみられる場合は登校を控える。(出席停止扱い)
- ・以下の理由による欠席については「出席停止扱い」とする。
 - ①医療的ケアが日常的に必要な児童等
 - ②基礎的疾患等のある児童等
 - ③感染症予防のために保護者判断による欠席する児童等
- ・欠席する場合には、必ず学校に家庭から連絡をする。

12 いじめや偏見による誹謗中傷等について

- ・児童に対し、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見が生じないように指導するなど、児童等の人権に十分配慮する。家庭の指導を啓発する。

13 熱中症予防対策について (主に夏季)

- ・熱中症の発生が予見される環境下で活動する場合には、気象庁の情報や環境省の熱中症予防情報サイトの暑さ指数(WGBT 指数)等の情報に十分留意し、熱中症防止対応マニュアルにより、気温、湿度等の環境条件に配慮して教育活動を実施する。
- ・最高気温が35度以上の予報が出された場合には、活動の中止、延期、見直しを検討し、児童の安全確保に万全の対策を講じる。
- ・熱中症は、気温にかかわらず発生する傾向があるため、長時間に及ぶ活動や激しい活動を避ける。また、屋外のみならず屋内においても発生する可能性があるため、換気を十分行うなどの屋内環境の整備に努める。

※下線部が前回から変更、加筆した部分です。

令和3年1月8日